

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、申立人X2、申立人X3（以下3名を総称して「申立人ら」とする）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記の期間に限る）について和解することとし、それ以外の点については本和解の効力は及ばないこととする。

#### 記

損害項目	除染費用（平成23年3月11日～平成25年7月22日）
	金350万4087円
内訳	(1) 除染に係る資材購入費用 131万9934円
	(2) 除染に係る作業費用 218万4153円

### 第2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、本件損害に係る和解金として、金350万4087円の支払義務があることを認める。

### 第3 支払方法

（省略）

### 第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

### 第5 除染費用について

1. 申立人らは、被申立人に対し、本和解条項第1の損害項目（除染費用）の内訳（1）（除染に係る資材費用）に関する領収書の原本を交付し、被申立人はこれを受領した。
2. 申立人らは、被申立人に対し、本和解条項第1記載の損害項目（除染費用）に関し、交付金、助成金、その他名目の如何を問わず、国や地方自治体等に対する請求を行わないことを約する。
3. 被申立人は、申立人らが第1記載の損害項目（除染費用）について被申立人から支払を受けた事実を証するために必要のあるときは、国や地方自治体等に対し、当該事実及び申立人の氏名、住所、連絡先等の個人情報が必要な範囲で提供することができる。

### 第6 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務はない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に別途請求しない。

本和解の成立および内容を証するため、申立人ら及び被申立人は、本和解契約書を2通作成し、各自署名（記名）押印の上、各1通を保有する。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年11月27日

(仲介委員 細川大輔)